

別表第1（第5条関係）助成対象経費区分

費目	内容（税込）
1 賃金	事業実施のために雇ったスタッフ・アルバイト・アドバイザー等の賃金（団体構成員に対するものは除く）
2 謝礼金	講師・司会・出演者等に対する謝礼金（団体構成員による講師は必要最小限の人数・時間で実施するものとし、謝礼金は時給3,000円を上限とする）
3 旅費	講師等の招聘に係る旅費、助成団体の必要最小限の人数で実施する視察研修等の旅費（バス賃、船賃、航空賃、宿泊料等）
4 消耗品費	単価10,000円未満の事務用品及びイベント時に使用する消耗品、単価500円以下の記念品及び宣伝用物品等の購入に係る経費
5 印刷製本費	チラシ・ポスター類、会議用資料・報告書等の印刷に係る経費
6 食糧費及び食材費	講演会・研修会・イベント等当日の講師、スタッフのお茶・弁当、茶菓子代等に係る経費（1人あたり飲料代100円、食事代500円以内）、必要最小限の食材費
7 光熱水費及び燃料費	イベント時の電気使用料（発電機等）、水道使用料、ガス使用料等に係る経費
8 通信運搬費	切手・はがき代、宅配便等に係る経費
9 手数料	送金料、クリーニング代等に係る経費
10 保険料	損害保険、イベント保険等に係る経費
11 広告宣伝料	テレビ、ラジオ、新聞、案内看板、のぼり、周知を主たる目的としたホームページ制作等に係る必要最低限の経費
12 委託料	専門知識・技術等を要する業務を外部に委託する経費（ホームページ構築・マップ制作、撮影・編集等の記録業務、調査作業、イベント等の会場設営作業、警備業務等）

13 使用料及び賃借料	講演会・研修・イベント会場、車両、駐車場、著作権、機材、装飾品等の使用及び貸借に係る経費(団体や団体構成員が自ら所有する機器などの賃借料は除く)
14 工事請負費	工作物等の製造及び改造の工事、工作物等の移転及び除去の工事等に要するもので、「工事請負契約」によって支払われることとなる経費
15 原材料費	工事、生産、工作のために消耗される材料に係る経費
16 備品購入費	消耗品、原材料である物品を除いた物品の購入に係る経費(長期の使用に耐える1万円以上の物品)
17 その他経費	上記以外、助成事業を効率的かつ効果的に執行するために必要な経費で市長が認めるもの
<p>【備考】</p> <p>次に掲げるものに該当する場合は対象経費から除く。</p> <p>(1) 市民活動団体の既存の構成員に対する人件費、謝礼等の経費</p> <p>(2) 市民活動団体の経常的な事務所等を維持するための経費(家賃・光熱水費等)</p> <p>(3) 交際費(贈呈経費、懇親会費等)に該当する経費</p> <p>(4) 領収書等により助成団体が支払ったことが明確に確認できない経費</p> <p>(5) 事業の実施期間外に支払った経費</p> <p>(6) 事業実施に直接関わらない経費や社会通念上適切でない経費</p>	